

## 共済契約約款の一部改正について

### 1 改正の趣旨

退職手当共済業務について、事務システム化を図ることにより、事務処理の効率化並びに共済契約者である社会福祉施設等における事務処理の利便性の向上を推進するため、所要の改正を行う。

改正の骨子については、従前の手作業による事務処理から、パソコン及びその周辺機器を中心とする事務処理システムへ移行するため、各申込書及び届出等の様式について全面的な見直しを行うものとする。

また、従前から退職手当共済業務を実施する上で、懸案及び課題となっている部分についても見直しを行い、規定全般の整合性を図ることにより制度の健全性を維持する。

### 2 改正の内容（別紙「共済契約約款一部改正の新旧対照表」のとおり。）

#### (1) 本則の共通事項

- ① 各条項において規定されている様式番号を一連番号で整理する。
- ② 被共済職員の異動、共済契約者の氏名の変更など契約変更を行う場合は、それぞれの規定による申込書又は届出等に「契約証書」を添付して提出し、この原証書の加除修正を行うこととしていたが、契約証書の添付すべき規定を全面廃止する。  
従って、それぞれの規定に基づく申込書、届出等に対しては、全て承認書や通知書などを交付することにより、契約内容の変更確認が可能な往復文書処理システムとする。

#### (2) 本則の主な個別事項

- ① 共済契約の申込み又は被共済職員の異動に当たっては、それぞれの申込書に付票を添付することに改め、記載事項を見直しする。（第4条、第10条関係）
- ② 旧約款は、被共済職員が脱退又は退職により異動する場合、「被共済職員脱退退職届」を提出することになっているが、「被共済職員脱退届」又は「被共済職員退職届出兼退職手当支払資金請求書」の2様式に分離する。  
また、被共済職員退職届出と退職手当支払資金請求書を併合し、事務処理の簡素化を図る。（第4条、第10条、第26条関係）
- ③ 掛金納付状況等について、毎年度、会計年度末又は直近の月末現在で共済契約者に通知することを明文化する。（第14条関係）
- ④ 掛金の額については、被共済職員の掛金を算入しない理由に「休職・育児休暇等やむ

を得ない事由」を加え、社会福祉施設等の就業実態に沿ったものに改め、その届出様式  
を定める。また、復職し職務に従事する場合の届出様式も併せて定める。

(第 15 条、第 20 条関係)

- ⑤ 掛金の納入方法に、従前の納付書による納入のほか、金融機関の口座引落を加える。

(第 17 条関係)

- ⑥ 延滞金未納付の額を、150 円未満から 1,000 円未満に改める。(第 19 条関係)

- ⑦ 退職一時金の計算においては、別表 1 に掲げる「掛金基準給与額」に別表 2 で定める  
支給率」を乗じて算定するが、退職までに納入した被共済職員掛金の合計額を下回る場  
合は、被共済職員が不利益となるため、ただし書きによりこの計算を適用せず、被共済  
職員掛金の合計額を退職一時金とする。

また、旧約款においては、被共済職員期間が 1 年に満たないで退職した場合、被共済  
職員掛金の合計額に、被共済職員に応じた別表 3 に定める乗率を乗じて得た額をもって  
退職一時金の額としたが、65 歳に達した場合の退職手当金確定額に整合させ、別表 3  
を廃止する。(第 23 条関係)

- ⑧ 被共済職員期間が 65 歳に達した場合は、別表 1 に掲げる「掛金基準給与額」に別表 2  
で定める「支給率」を乗じて退職手当金確定額を算定するが、被共済職員期間が 1 年に  
満たないで 65 歳に達した場合は、それまでに納入した被共済職員掛金の合計額を退職  
手当金確定額とする。(第 23 条関係)
- ⑨ 被共済職員のデータの開示については、別に定める「栃木県民間社会福祉施設職員退  
職手当共済財団個人情報保護規程」に基づき処理する。(第 38 条関係)

(3) 附則関係

この約款は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 別表関係

別表 3 (第 23 条第 3 項) 退職手当金支給表 (1 年未満) を廃止する。

(5) 様式関係

別紙「共済契約約款の様式改正新旧対照表」のとおり改正を行う。